

令和 7 年第 4 回田野畑村議会定例会会議録（第 2 号）									
招 集 年 月 日		令和 7 年 5 月 2 3 日							
招 集 の 場 所		田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時		開 会 令和 7 年 6 月 1 3 日				議 長	鈴 木 隆 昭		
		閉 会 令和 7 年 6 月 1 6 日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10 名 欠席 0 名		議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
		1	小松山 久 男		出	6	工 藤 求		出
		2	上 村 浩 司		出	7	佐々木 芳 利		出
		3	小 野 協 次		出	8	佐々木 伸		出
		4	中 村 勝 明		出	9	佐々木 功 夫		出
		5	畠 山 智		出	10	鈴 木 隆 昭		出
会 議 録 署 名 議 員		2	上 村 浩 司			3	小 野 協 次		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 長	佐 藤 智 佳		主査	畠 山 裕 晃			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のため出席 した者の職氏名		村 長		佐々木 靖		教 育 長		藤 岡 宏 章	
		副 村 長		工 藤 光 幸		教 育 次 長		佐々木 修	
		総 務 課 長		大 森 泉		教育委員会事務局 主 任 主 査		三 上 恵 美	
		企画観光課長		工 藤 隆 彦		教育委員会事務局 主 任 主 査		工 藤 真 樹	
		特定政策推進室長		菊 地 正 次					
		地域整備課長		平 坂 聡					
		住民生活課長		横 山 順 一					
		健康福祉課長		佐 藤 和 子					
		診療所事務長 地域包括支援 センター長		佐々木 和 也					
		会 計 管 理 者 税 務 会 計 課 長		早 野 和 彦					
		産業振興課長		佐々木 賢 司		総 務 課 主 任 主 査		角 舘 尚	
		企画観光課主幹		大 澤 健		地 域 整 備 課 主 任 主 査		佐 藤 太	
		特定政策推進室 主 幹		畑 山 讓		地 域 整 備 課 主 任 主 査		落 合 正 幸	
						住 民 生 活 課 主 任 主 査		中 野 千 鶴	
						健 康 福 祉 課 主 任 主 査		畠 山 多加子	
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

令和 7 年第 4 回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 6 日（月曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議

- 日程第 1 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和 6 年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第 2 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書の報告について（令和 6 年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度田野畑村一般会計補正予算（第 14 号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 議案第 1 号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 12 議案第 7 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 13 議案第 8 号 令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 7 年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 7 年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 7 年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
- 追加日程第 2 委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）
- 追加日程第 3 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和6年度田野畑村一般会計予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第1号の繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和6年度田野畑村一般会計予算における繰越明許費について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年度田野畑村一般会計予算における財産管理費、ほか16事業について、歳出予算の経費を繰越計算書のとおり令和7年に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了予定日については、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告について（令和6年度田野畑村一般会計予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 報告第2号 事故繰越し繰越計算書の報告について。報告第2号の事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

令和6年度田野畑村一般会計予算における事故繰越しについて、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

令和6年度田野畑村一般会計予算における農業振興地域整備計画更新事業、ほか1事業について、歳出予算の経費を繰越計算書のとおり令和7年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了予定日については、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 事故繰越しではやむを得ないと思うのですが、説明の中で農林水産業費の説明に、その対応に不測の期間を要したため。不測の期間を要するという、それを説明していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 農業振興地域整備計画の事故繰越しの事業部分についてご説明いたします。

昨年度、農業振興地域の整備計画、約5年に1度の全体の更新ということが必要になる計画でございまして、昨年度、その作業を行っておりましたが、途中で住宅建設をしたいという案件が1件、あと村のほうで今土地改良等をやっている国の事業を活用している事業がございまして、その中で一部新たに追加しなければならないという案件1件ございまして、そちらを急ぎ対応するためには、随時更新という手続を先に行う必要が生じました。その手続に際しましては、県のほうとの協議が調ったほかに告示期間、あと異議を申し立てる期間というもの法定で定められている期間がございまして、その辺りの対応した結果、定期更新の部分が、開始の時期を含めまして年度内に完了しないということが確定しまして、今回事故繰越しをさせていただいたものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

報告第2号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整理、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う規定の整理及び国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ等を行うこととした改正であります。

詳細につきましては、新旧対照表に内容をお示ししているとおりであります。この改正規定は令和7年4月1日に施行する必要があるものが含まれますので、令和7年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、地方譲与税追加1,291万1,000円、県税交付金等追加858万1,000円、地方交付税追加7,902万9,000円、国庫支出金減額1,439万6,000円、寄附金追加77万7,000円、繰入金減額8,316万8,000円、歳入の補正額合計が374万1,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、各種基金積立金増額374万1,000円、歳出の補正額合計が374万1,000円という内容でございます。

年度末に至り、地方譲与税等の歳入の額が確定したことに伴い、令和7年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、特別交付税28万4,000円、海岸漂着物対策市町村事業費補助金113万6,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、海岸漂着物対策事業委託料142万円という内容でございます。

海岸漂着物の収集運搬に係る経費について、令和7年4月8日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この処理費については、村単独の経費になりますけれども、県か国から処理されるのですか。その辺。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 お答えいたします。

県の補助金がございます、約80%の補助金がございます。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第1号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 議案第1号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例。

田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

議案第1号関係、条例案概要を御覧ください。田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例案の概要についてご説明いたします。第1、

改正の趣旨でございますが、岩手県の子供、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第2として、改正案の内容でございますが、支給対象とする重度心身障害者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級1級の記載があるものを追加しようとするものでございます。

第3として、施行期日等でございますが、この条例は令和7年8月1日から施行しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案の理由でございますが、岩手県の子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

議案第2号関係、条例案概要を御覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案概要に

ついてご説明いたします。第1、改正の趣旨でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく情報システムの移行による機能追加に伴い、個人番号の独自利用事務を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2として、改正案の内容でございますが、個人番号の独自利用事務として個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務及び特定個人情報の庁内連携を行う事務を追加しようとするものでございます。

第3として、施行期日等でございますが、この条例は令和7年9月1日から施行しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案の理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの移行による機能追加に伴い、個人番号の独自利用事務を定めるため所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 議案第1号と相互に関連があるようなのですが、1号で聞けばよかったのですが、特定の個人を定めるための条例改正のようなのですが、先ほどの議案第1号の第2条のオ、1級に該当する者を個人番号等で定めるようなのですが、村内に該当者は何人ほどあるとお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 お答えいたします。

今回、議案第2号の内容に関しまして、住登外者ということで、住民登録以外の方に関する情報の管理ということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そうすると、該当者は今のところ想定されないというふうに解釈していいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 お答えいたします。

住登外者に関してですが、今現在も固定資産税等を登録されている方々がおりますので、村民の方以外で村に財産お持ちの方、固定資産税ある方等々については、今現在も活用しております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第3号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット56ページをお開きください。議案第3号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

議案第3号条例案概要を御覧ください。第1、改正趣旨でございますが、災害その他の非常の場合において、円滑に給水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案内容でございますが、災害その他の非常の場合において、給水設備の新設等及び修理の工事を他の市町村長等の指定を受けた者が工事を行うことができるようにするものです。

第3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、災害、その他の非常の場合において、円滑に給水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第4号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット58ページをお開きください。議案第4号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

議案第4号条例案概要を御覧ください。第1、改正趣旨でございますが、災害その他の非常の場合において、円滑に排水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案内容でございますが、(1)、災害その他の非常の場合において、排水設備の新設等及び修理の工事を他の市町村長等の指定を受けた者が工事を行うことができるようにするものです。

(2)、その他改正に合わせて条文整理、文言整理を行うものです。

第3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、災害その他の非常の場合において円滑に排水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第5号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット60ページをお開きください。議案第5号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

議案第5号条例案概要を御覧ください。第1、改正趣旨でございますが、災害その他の非常の場合において、円滑に排水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案内容でございますが、(1)、災害その他の非常の場合において、排水設備の新設等及び修理の工事を他の市町村長等の指定を受けた者が工事を行うことができるようにするものです。

(2)、その他の改正に合わせて条文整理、文言整理を行うものです。

第3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、災害その他の非常の場合において、円滑に排水設備の新設等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、消防活動の用に供するため。

2、取得する財産、田野畑村消防団小型動力ポンプ付積載車1台。

3、取得金額、1,309万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額119万円）。

4、取得の方法、買入れ。

5、契約の相手方、住所、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、氏名、互光商事株式会社、代表取締役、玉川康介。

タブレットの説明資料3ページをお開きください。資料の右側に完成イメージ図を示しております。本完成イメージは、他市町村の類似した車両を示したものでございます。車両でございますが、車種はダブルキャブ、4輪駆動、6人乗りのボックス型の車両となっております。寸法でございますが、全長約5メートル、幅約1.9メートル、車高は約2.5メートルで、取付け品、付属品は記載のとおりでございます。小型動力ポンプは、B-3級、4ストロークとなっております。本契約の履行期限は、令和8年2月27日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、消防活動の用に供するため、田野畑村消防団小型動力ポンプ付積載車を買入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 提案されている車両購入との直接の関わりとは若干違うのですが、消防団に関わる問題なので、これに関連して伺いますが、先般消防大演習が中止になったわけですが、そのことについて非常に村民からも不満というか、今までかつてないようなことだというご指摘があるのですが、この点について反省なりなんなりする問題点はなかったのですか。それを伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございますが、5月に予定してございました消防大演習につきましては、今ご指摘のとおり、初めてといたしますか、中止という決断をさせていただいたところでございます。至った経緯といたしますのは、ずっと雨が続いてございまして、天気予報を見ても、演習当日も雨、それから気温も非常に低いということで、消防団員の健康等考慮した上で、苦渋の決断をさせていただいたというところでございます。今後につきましては、中止あるいはそれに代わる開催方法というものを、村、それから消防団と協議を進めた上で、今後は対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この日程を設定する会議の中で、当然今日のような天候ばかりはあり得ないわけだから、雨が降った場合を想定した日程を会議の中で取り入れて、その場合どうするかということを決めるべきだと私は思うのです。そのときの状況に応じてでなく、事前に、雪が降らないだろうが、雨が想定されるわけ、時期的に。そのことをちゃんと事前会議の中で決めておくべきなのです。それを決めておかなかったから、例えば野田の場合はそういうとき、過去には体育館を利用したという、あるいは部分的にはいわゆる行事の内容を省略してもやるべきだと思うのです。やっぱり雨だから、雪だからと消防が緊急時に出勤しないということは、ほとんどあり得ないことで、村長はよく他の市町村がどうのこうのと言うのは、他の市町村のことも参考にすべきだと。会議の時点で、もうやるやらないの日程を決める時点で、雨天等々の場合はどうするかというのをあらかじめ決めておくのは通常の会議だと思うのです。予想されるわけですから。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 今ご指摘いただきましたことについては、そのとおりだと思ってございます。事前に会議の中で諮っておくべきことというのも、今お話しのとおりだったかなと、現在反省しているところでございます。今後におきましては、先ほどもお話ししましたが、悪天の場合の対応方針等も内部、それから消防団と協議しながら、次年度以降の開催につきましては進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 単純的な話しすれば、小学校の運動会でさえそのように、雨の場合はどうするか、ちゃんと事前に決めているわけです。そういうことからして、当局が消防団の行事を、そういう悪天候の場合に当然そうすべきだと思うのです。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 終わったことですので、関連というものもどうかなとは思ったのですが、大事

なことだと思しますので、私も指摘しておきたいと思います。

今回の中止の決断は、どの時点で判断したのでしょうか。前の日でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 中止という決断につきましては、天気予報等の状況を見まして、前日の
予行演習の段階で、消防団のほうとは協議をさせていただいたということでございます。その結
果をもって、中止ということで判断をさせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 9番議員の指摘は、全く私もそのとおりだと思うのですが、どうなのでしょう
うか。やっぱり中止等を決める場合は、規則があれば何よりなのですが、統監が決めるものなの
でしょうか。団長が決めるものなのでしょうか。どの組織の中で、こういうのは決める決まりが
あるかないか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 基本的には、主催者が決めるものだと思っておりますが、村と田野畑村
消防団の開催でございますので、村のほうからも状況をご説明して、消防団の分団長以上の幹部
の皆さんに集まっていただいて協議をして決定をさせていただいたということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そうすると、いずれ決まりがちゃんと定まっていれば、それにのっとって決
められるというふうなことが一番いいと思うのですが、そういう決まりを設ける考えでしょうか。
それとも、今回決断したような格好で決めるのか、その点を確認しておきたいと。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 開催の可否につきましては、再度当局と、それから消防団のほうとも詰め
た協議をさせていただいて、今後の決定の際の参考といいますか、決定の際の判断基準とさせて
いただきたいと思います。いずれ例えば出初め式とか、そういった場合も、前日、特に冬という
こともございますので、出初めのときとかは前日3時とかに消防団の幹部、団長さん以下と悪天
の場合は協議をさせていただいた上で、例えば体育館でやるとかというようなことは取決めとい
いますか、やってございますので、今後におきましては消防演習につきましても、そういったこ
とでお互い協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 9番議員、4番議員の発言したとおりだと思うのですが、私は4分団の現場
で部長をやっているもので、そのときの前日の分団長以上との話の中で、私たちは有事でも演習
でも団員の健康、安全を一番最優先にしないとならないということで活動している中で、雨の中
をずっと立ってぬれていて、もし風邪を引いたり、私たちも年取ってきているので、肺炎になっ
たりとかしたら、私たちは家族に対してどのように説明したらいいのかと副分団長、分団長と話

をしていたときに、当局と団長、分署のほうからそういう話をもらって反省しました。先ほど9番議員が言ったとおり、これからは要望として雨が降ったり、そういう場合にはこういうふうに対応しますというのを前から決めていてもらえれば、現場としても助かりますので、よろしくお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○3番【小野協次君】 要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、畠山智君。

○5番【畠山 智君】 このポンプ付積載車は、故障とかではなくて、耐用年数で更新だと思うのですけれども、大体前回のやつはいつ更新して、何年ぐらいの更新で、今度のはどれくらいで更新の予定なのかお聞かせ願えればと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

村のルールとしまして、配備から27年を経過した車両について更新することとしておりまして、それに基づいて、今回更新しようとするものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、総合バス運行の用に供するため。

2、取得する財産、総合バス（マイクロバス4WD、25人乗り）1台。

3、取得金額、1,208万2,400円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税109万8,400円）。

4、取得の方法、買入れ。

5、契約の相手方、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪223番地75、氏名、丸奥自動車工業株式会社、代表取締役、奥地一基。

議案第7号説明資料、前3枚中、その1を御覧ください。購入車両のラッピングした状態の連携図面でございます。

説明資料その2の3を御覧ください。車両でございますが、三菱ローザのプロライン、ロングボディータイプの車両となっております。寸法でございますが、全長6.99メートル、幅2.01メートル、車高2.69メートルとなっており、付属品等は記載のとおりでございます。本契約の履行期限は、令和8年2月28日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、総合バス運行の用に供するため、マイクロバスを買い入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時43分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

質疑を許します。

7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 これは、NHK受信料との関係はどうなっておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

このタイプのマイクロバスにつきましては、標準でそういったテレビを見る機能がついておりませんので、そういった車両になります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 仕様書の説明に載っていなかったのですが、ついていないという認識でよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、上村浩司君。

○2番【上村浩司君】 説明資料の3枚目の装備一覧表、こちらのほうに視界の項目があつて、最後の下のほうにバックアイカメラと記載がありますけれども、こちらはバックモニターといいますか、カメラで後ろを見られるというような装備になっているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

おっしゃるとおりバックカメラがついておりまして、ちょっと私もまだ見ていないのですが、バックミラーのところに映るようなタイプといいますか、そのような形に今はなっているというふうに認識しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 これは、代替ですか。車両を代替というのは、車両の使用が困難なためになったのか、新規のあれではないかと思うのですが、それと、今バスの車両台数、いわゆる乗車率等々、一般の方、住民を考えた場合の乗車率が非常に悪いと。それは、やはりくるもん号とのほうの競合というか、している部分があるからだと思うのですが、もちろん通学の生徒たちについては、これ対応はしなければならないと思うのですが、生徒も増えているわけではないから、やっぱりバスの、この車両という意味ではないけれども、今後一台でもバスを減らして、一般の住民はくるもん号が中心とかしていけないと、維持費から、あるいは運転手は委託された業者が考えるわけですが、そういう問題もあつて、一台でも減らすことをむしろ今後検討すべきだと思うのですが、バスの車両についてどうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

現在、村のバスにつきましては、13台所有しております。うち2台につきましては、予備車というような形で使っております。昨年から今年度につきましては、スクールバスの運行コースを1つ減らしてありまして10コースとなっております。これは、子供の数とか、運行ルート上、検討いたしまして、1コース減らしたわけですが、それに伴いまして車両のほうも比較的故障の多い車両2台につきまして、まだ確定はしていませんが、2台廃車にする予定となっております。今回マイクロバスを購入したいということで、今年度の末には12台という車両で運行を行っていきなというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今所有しているバスの中においては、一番大きい何台か、2台だか3台があるわけですが、それに児童生徒が1人か2人しか乗っていないのに、常時なのです。何か非常に生徒を乗せているのだから、空気積んで走っているのだから、ちょっと分からないような状態なのですが、かなりこれが工夫、検討して、あらゆる面での削減、燃料もそのとおり高騰しているし、どういう車両が予備車になっているか分からないけれども、それを小さい車両に変更するか、何か工夫が必要だと思うのです。結構、村民の中からもそういう声があります。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

おっしゃるとおり、1人、2人を乗せて運行しているようなスクールバスもございます。ただ、コースによっては、結構人数が乗るコースもございますので、今後におきましては子供の数とか、そこら辺も考慮しながら、運行コースも様々、年度、年度考えまして、車両の更新等に努めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 参考までになのですが、例えば朝の時間について、これは大変、あるいは冬は厳しい時間だからあれですが、帰りのコースは、私からいえば、例えば沿岸部を1台の車両で多少の10分、15分、あるいは30分のずれがあっても、帰り、一般客が常に乗っているのであればあれですけども、子供たちというか、生徒が乗っている車両については10分、15分のずれがあっても、帰りの車について私がいいと言うわけではないのだが、そういう方向でも私はやむを得ないと思うのです。例えば海岸へ行ったのが島越から先に行って、それから机のほうに、北山に向かうとか、逆にそうするとか何か、帰りのバスの工夫も必要ではないかと思います。参考まで。

○議長【鈴木隆昭君】 意見として承ってよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 答弁、今後どう考えるか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁いたしますか。

特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

確かに帰りの便につきましては、小学生しか乗らないとか、中学生しか乗らないということで、少人数を乗せての運行という場面が多く見られます。運行ルートにつきましては、中学生の年齢、あるいは小学生の低学年ということも考慮いたしまして、できるだけ乗車時間を、特に小学校の低学年につきましてはあまり長くならないように配慮している部分もございます。そこら辺は、総合的に考えまして、毎年度、運行につきましては、ルートにつきましては考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 立ったついでだから、言ったついで、前にも言っているのですが、現在は受託しているというか、受注している業者が沼袋なわけですが、これが毎日3回、七、八台、9台、10台、往復しているのですが、中央に車両置場を整備して中央から発着できるようにしなければ、いわゆる油代は村が負担というか持つということだから、かなり無駄なことではないかなと思うのですが、これだけでももちろん適当なところに村の車両置場あるとも言えないのですが、その気になれば結構利用できる場所も、借地なりなんなりを含めてあると思うのですが、これを踏まえ、土日は別としても、毎日やっているわけですが、前にも指摘しているけれども、何らそういう方向に向かっているとは思いませんが、いかがですか。それは村長……。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

確かに中央から分散するような形での運行ということが望ましいのかもしれないのですが、車両を置くスペースといいますか、場所の問題とかというのもございますので、あと借地が見つかったとしても、そこに例えば事務所を置くとか、待機場所の何かプレハブみたいなものを置くとか、人も置かなければいけないとか、そういったところで経費がかかってくるということもございますので、また今後中央にそういった場所、いい待機場所といいますか、車両を置いておく場所等がある場所といいますか、そこら辺はちょっとまた探っていきたいなというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村長から答弁もらいたい。そういうことは、考えていませんか。私は、当然必要だと思うのですが、要するにそれはこれだけ油が高騰している中で、かなりの負担が村から差額が出ているのではないかなという、私は率直にそう見受けていますが、どうですか。村がそういう場所を、今日の明日というわけにはいかないと思うが、どうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 バスの燃料のことなんですか、中心部にあったほうがいいというのは、そのとおりだと思います。室長も答弁いただきましたが、それが借地なのか村有地なのか、いろいろ協議しなくてはならないだろうと思います。どうなるか分かりませんが、現時点で例えば庁舎の整備と併せまして、現この庁舎を解体しなくてはならないということで、現在はバスの乗降が道路のあっちのほうに、校庭の下になっているのですが、ちょっとやっぱり子供さんたちが動いたりして危ないなというふうに見ております。ここを解体した場合に、ここにバスターミナルを整備すれば、子供さんも道路を渡ることなく行き来できるのかなというふうに個人的には今考えておりますけれども、駐車整備と併せて、そこら辺も総合的にこれから検討していくようにしていきたいなというふうに考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 参考になるかならないか、参考まで申し上げますが、現在旧岩泉高校田野畑分校の跡地に残土を仮置きしているわけだけれども、あそこをちょっと手かけて整備すれば簡単にあそこに十二、三台の車両は十分置けるわけ。そういう工夫をしたり頭を使ったりしてやれば、年間、ここの建物が、新庁舎が建設されてあれになったら、その間、何年になるのだと思いますか。もちろん新庁舎の建設も決まっていらないから、解体が決まるわけでもないですし、そんな悠長なことではなく、一日でも早くやれるようにやったらいかがですか。それが村のため、村民のためになることだと、私はそれを常に思っている。やれることから順次やらなければ、夢のようなことを考えていたって、現実的なものに、現実的にいかに早急に対応するかというのが、それが村長の課せられている使命だと、俺は個人的には考えているのだけれども、村のために、村民のために、ぜひやれることを早急にやるべきだと思う。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ぜひ参考とさせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 2 番、上村浩司君。

○2 番【上村浩司君】 説明資料の 1 枚目、バスのイラストが載っておりますけれども、側面にラッピングの写真の画像がありますが、こちらは大体こういう感じでいくというのが決まりといいますか、例えばここに文字情報等を入れるといようなことはできるものなのかどうか、ちょっとそういった検討がされていればいいかなというふうな気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 特定政策推進室長。

○特定政策推進室長【菊地正次君】 お答えいたします。

ラッピングに使うこの写真ですけれども、令和 5 年度に購入した車両につきましては、北山崎と鶴の巣断崖のラッピングとなっております。主にスクールバスでも使用しますけれども、中学生等の部活動の練習試合とか大会とか、村外に出るときに、こういったこの車両を使いまして、観光 P R も行っているというような状況でございます。今回購入する車両につきましても、何らかで観光 P R をしたいなというふうに考えてございまして、本村の体験型観光の中心であるサッパ船とか観光船ですか、これを使用したいなというふうには考えてございます。これは、決定ではないのですが、今検討しておりますのは、ちょっとこの写真をどこかに Q R コードを入れられないかなと。村外に行ったときに、バスは基本的に中学生等を降ろすと、所定の場所にずっと待っていますので、目にした方がその場で情報を得られるようなものがないかなということで、そういった検討は今現在しております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 00 分）

再開（午前 11 時 00 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時17分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第13、議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの64ページを御覧ください。議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,424万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,420万5,000円とするものでございます。

タブレット69ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございますが、1、変更として、公共牧場機能強化事業について補正前3,400万円に470万円追加し補正後を3,870万円に、社会資本整備総合交付金事業のうち村道の沼袋三沢線分として補正前3,200万円に40万円追加し補正後を3,240万円に、同じく社総交災害防除事業分として補正前1,920万円から270万円減額し補正後を1,650万円に、同じく社総交道路補修事業分として補正前1,320万円から450万円減額し補正後を870万円とするものでございます。

タブレット74ページ、予算書7ページを御覧ください。歳入について、主なものについてご説

明いたします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税でございますが、310万円追加計上しております。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目農林水産業費負担金、1節農業費負担金でございますが、266万円減額計上しております。これは、真木沢地区及び岩泉町大牛内地区をカバーしております南大芦飲雑用水施設薬液注入ポンプ更新工事負担金について、岩泉町負担分について科目更正のため減額するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございますが、954万2,000円追加計上しております。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で低額所得者支援分となっております。

同じく4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金でございますが、358万1,000円追加計上しております。内容は、申請しておりました体験型観光の関係のブルーツーリズム推進事業費補助金の決定内示に伴う増額となっております。

同じく5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金でございますが、1,816万1,000円減額計上しております。これは、補助申請しておりました社会資本整備総合交付金の決定内示に伴う減額となっております。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金でございますが、1,065万5,000円追加計上しております。内容といたしまして、地域経営推進費補助金について261万8,000円追加、クリーンエネルギー導入支援事業補助金を7万3,000円減額、三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金811万円追加するもので、決定内示に伴う補正をするものでございます。

次の8ページ上段を御覧ください。同じく2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金でございますが、100万8,000円追加計上しております。内容は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金分となっております。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目東日本大震災災害復興基金繰入金、1節東日本大震災災害復興基金繰入金でございますが、3,640万4,000円追加計上しております。これは、田野畑村漁協定置網の購入に伴う補正となっております。

同じく9目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金でございますが、166万6,000円追加計上しております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でございますが、2,730万3,000円計上しております。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、266万円追加計上しております。これは、南大芦飲雑用水施設薬液注入ポンプ更新工事負担金となっておりますが、岩泉町の受益負担分となっております、さきにご説明いたしましたとおり、12款の科目更正に伴う補正となっております。

次のページ、9ページを御覧ください。21款村債、1項村債、4目農林水産業債、1節農業整

備事業債について470万円追加計上しております。これは、公共牧場機能強化事業で、内容としては長根牧野改修工事の追加分となっております。

同じく6目土木費、1節道路整備事業債について680万円減額計上しております。内容は、社会資本整備総合交付金事業の決定内示に伴う減額となっております。

タブレット79ページ、予算書12ページを御覧ください。次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。なお、各科目の給料等人件費関係につきましては、人事異動等に伴う補正であることから、説明は割愛させていただきます。また、各特別会計への繰出金につきましても説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目諸費、13節使用料及び賃借料について103万4,000円追加計上しております。内容は、総合バス7台に積載しておりますカーナビゲーションに内蔵されておりますテレビ受信対応設備においてNHK受信料の未払いが判明したことから、それぞれの車両の購入日に遡り計算の上、支払いのため追加計上しております。

タブレット81ページ、予算書14ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金について895万9,000円追加計上しております。内容は、盛岡市内に改築予定の岩手保護院整備事業補助金と、確定申告に伴う令和6年度不足分の低所得者支援及び定額減税補足給付金となっております。

同じく19節扶助費について200万円追加計上しております。内容は、給付対象拡大に伴う重度心身障害者医療給付費を追加するものでございます。

タブレット83ページ、予算書16ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康診査等事業費、12節委託料について111万1,000円追加計上しております。内容は、標準レイアウトの年次改定に伴う健康管理システム改修業務委託料となっております。

次のページ、17ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、14節工事請負費について469万7,000円追加計上しております。内容は、現在発注し工事中でございます長嶺牧野牛舎改修工事で、設計内容の精査見直しによる電気機械設備工事増額に伴う追加となっております。

同じく6目国土調査費、12節委託料について116万6,000円追加計上しております。内容は、浜岩泉地区の境界未確定地における地籍調査委託となっており、境界確定のため、国の債限に伴い追加するものでございます。

同じく6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、14節工事請負費について533万3,000円追加計上しております。内容は、道の駅の後方東側の村有地内に森林体験施設基盤整備を実施するため追加するものでございます。なお、本件は今年度、小規模町村支援の一環で岩手県から林業専門員の派遣とともに補助されるものとなっております。

次のページ、18ページを御覧ください。同じく6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業

振興費、18節負担金補助及び交付金について3,850万円追加計上しております。内容は、田野畑村の漁業協同組合定置網の漁獲魚種の多様化と、そのことによる漁獲量増を図り経営強化を目指すため、定置網改良整備事業補助を追加実施するものでございます。

同じく3目漁港管理費、12節委託料について100万円追加計上しております。内容は、平井賀港の維持管理委託料等となっております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、12節委託料について509万5,000円追加計上しております。主な内容は、体験観光交流促進業務委託として、サップボードやシーカヤックのインストラクター資格取得により、体験型観光の充実やブルーツーリズム推進業務として番屋、エコツーリズム等の内容充実を図るものとなっております。

次のページ、19ページを御覧ください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、14節工事請負費について500万円追加計上しております。内容は、道の駅南側の下部の国道45号入り口付近の空き地をイベント開催時等における道の駅の臨時駐車場として整備し、空き地の有効活用を図るものとなっております。

同じく8款土木費、2項道路橋梁費、12節委託料について400万円追加計上しております。内容は、村道北山崎線、松前沢線等の修繕を行うため追加計上しております。

次のページ、20ページを御覧ください。同じく8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費について2,714万8,000円減額計上しております。内容は、国に補助申請していた村道沼袋三沢線道路改良舗装工事ほか2事業の補助金の決定内示に伴い、当初計画を減額するものでございます。

同じく21節補償補填及び賠償金について1,000万円追加計上しております。内容は、村道沼袋三沢線の電柱等移転に係る物件補償するため追加するものでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、10節需用費について120万8,000円追加計上しております。主な内容は、防災行政無線施設や津波監視カメラの修繕費等を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑をします。

2番、上村浩司君。

○2番【上村浩司君】 タブレットで85ページ、予算書18ページの農林水産業費の水産業の関係ですが、定置網の改良整備事業費補助金ということで計上されております。これは、改良整備というのは、具体的な内容はこういったものになりますでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改良整備につきましては、田野畑村漁協さんの定置網、羅賀沖にございます大型の定置

網の箱網を更新する事業となつてございます。内容としましては、これまでの網がアキサケを揚げるための単一の魚種を対象としていたものでしたが、アキサケの不漁が続いておりまして対象魚種の複合化を図りたいということで、ブリ、ワラサ類、サバ、イワシ類等、そういった魚種も水揚げできるようにということで、新たに箱網を更新したいという事業に取り組みたいということをご支援させていただくことで、予算を計上させていただいたものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、上村浩司君。

○2番【上村浩司君】 ありがとうございます。現在は、サケもなかなか不漁続きですけれども、魚種の複合化とお聞きしましたが、そのほかのそういった魚類については、比較的量が見込めるといような感じになってはいるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、サケの不漁の状況でございますが、平成30年の時点で433トン余りの水揚げがございましたが、こちらの手元にある最新ですと、令和5年の水揚げで4.2トンということで、ほとんど捕れないような状況になってございます。水揚げの金額ベースでいきましても、平成30年で2億6,000万円余りが令和5年で580万円ということで大打撃という状況でございます。

一方、近隣の、北であれば普代漁協さんですとか、南が小本漁協さんでは、イワシ類と小型のサケの漁獲が上がっているということで、そういった辺りでサケの不漁をカバーできている面があるという情報もございますので、今回田野畑村漁協さんにおかれましても、そういった魚種を水揚げすることによって何とか頑張っていこうという方針を伺いましたので、そちらのご支援させていただこうと考えたものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 今箱網とかって言いましたけれども、ここにいる人たち、箱網ってどんなものなのか、多分分からないと思うので、何か図面とか資料とかというのは提示して議論できないのか。例えば網と言えば、上のものだけが網と想像しますが、多分箱網、下の入れることだということとは理解していましたか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

定置網の中で、まず魚を追い込んでいく部分の網、そしてそこを一度中に確保といいますか、最後に水揚げをする網ございまして、今回の更新対象は水揚げをするために使う網ということで、そこを対象に補助しようとするものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 それに対して図面とか、何かイメージできるようなものとかは、資料はないのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 36 分）

再開（午前 11 時 40 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

6 番、工藤求君。

○6 番【工藤 求君】 大変いいことだと思って聞いておりました。それで、これを改修すれば、いつから使えるようになるのですか。秋からですか、それとも来年になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

漁協さんとお話伺ってまいりまして、現在というか、業者さんのほう大変込み合っていたりする関係でございまして、令和 8 年、来年 7 月末になる見込みということで聞いております。

○議長【鈴木隆昭君】 4 番、中村勝明君。

○4 番【中村勝明君】 一般質問でやった部分の中で、議長が気になっていることは質問しませんので、それ以外のものは恐らく許してくれると……非核平和村宣言については、欲しいということで、村長に当時の議決文が行っておりますから、それは省略したほうが私自身もいいかなと思っておりましたので、それは省きたいのですが、一般質問の政治姿勢に関わることで、私はそのの演壇で村長に対して、現職村長でありますから、正直に私の考えもお話しさせていただきました。やっぱり現職村長というのは、村民が物すごく注目しておりまして、4 年間の活動が、しかも今度選挙なわけですから、率直に言うのです。そのことを演壇ではっきり、村長も気になったとは思っているのですが、監視人でありますから、正直に申し上げました。とにかく地元の切牛の方ですらお茶を一緒に飲んだことがない。びっくりしました。私は、通告書に書いた主な成果、前進面という、ある意味では簡単な質問で通告したのですが、私は成果と同時に村長自らの反省点、これは絶対答弁に出てくるであろうというふうに期待というか、そういう思いで通告したのです、村長。反省点はないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 反省点ということでございました。一般質問の通告書では、そういう書き方がなかったものですから……

○4 番【中村勝明君】 なくても。

○村長【佐々木 靖君】 それで、反省点ということで 4 番議員からご指摘があったとおり、私と会ったことがないというような方が多いというのは承知しております。

○4 番【中村勝明君】 承知している。

○村長【佐々木 靖君】 そこら辺も踏まえながら……

○議長【鈴木隆昭君】 不適切な発言は控えてください。

○村長【佐々木 靖君】 それでも、反省も踏まえながら、今後活動を展開していきたいと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 急いだほうがいいと思います。私は、こんなことを言えば、また皆さん気になるかもしれませんが、実は岩手日報、おとといでしたか、石原さん、日報に出たのですね。私自身が代わりたいたいという記者に対するコメントでした。私も76歳、あの方も60半ば。代わるのは容易でないのではないかなと、その記事を見て率直に思いました。でも、それを世の中に発表したわけですから、信じる方もいるのではないのでしょうか、村長。私は、なかなか信じるのが難しいのですが、でもこれは言う必要がない。言わなくてもいいことを言っているのですが、村長自身も4年間かけて地元、切牛の方ですら見たことがない、お茶と一緒に飲んだことがない。つまりお茶飲み話すらしたことがないというのは認めました。本当に大きな反省点だと思うのですが、変わりますか、変えますか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 私、若い頃からそういうお茶飲み話とかするあれはなかったのですが、ご指摘のとおり、話を聞いたことがない、会ったことがないというような発言踏まえながら、今後いろいろ考えていきたいと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 あまり強烈な話ししては、失礼な部分が出てきますので、これ以上は控えませんが、実は若い頃から議員やっていて、本当は大分もっともっとお話をして、それぞれの村長に怒られた、興奮させたこともあるのですが、76にもなりましたから、それは控えたいと思います。今ははっきり変えたい。ぜひそういう批判に対しては、しっかり気持ちに留めて改善したいというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 私もいろいろ反省する点がございまして、4番議員のご指摘、皆さんからもそういうお話も伺っておりますので、それに対応していかなければならなかったと今考えているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 今の点は、終わりたいと思います。でも、非常に素直な、率直な答弁をいただきましたので、私自身も今後の参考にさせていただきたいと思います。

午前中、あと10分ぐらいしかないのですが、村長ではなくて副村長のほうから答弁をいただきました。あまり大きな政治課題ではないのですが、それでも住民は大分関心がおありのようですから、山田町、宮古市で住民に喜ばれているエアコン設置、これは前進した答弁を副村長からい

ただいておりますから、本当は補正でやらないほうが、黙っておいたほうが早期にやるかなという期待を込めて、やめようかなと思ったのですが、でもせっかくの一般質問もやりましたので、今年中にやるかどうかについては分からないというふうな答弁を副村長からはいただいているのですが、村長自身はどうお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 山田町さんとか普代村さんでしたか、やっているというふうなことでございます。その状況も把握しながら、ニーズ等、先ほどご指摘があったお茶飲み話ではございませんけれども、村民と意見交換する中で、ニーズを把握して検討していきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 1 番、小松山久男君。

○1 番【小松山久男君】 タブレット84で森林体験施設基盤整備工事とあるのですが、内容的に誰がどのような形で体験するような形なのか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 森林体験施設に関するご質問についてお答えいたします。

この事業は、具体的には道の駅の隣といいますか、思惟創館の少し国道側の森林のエリアを想定してございまして、道の駅に立ち寄った方がもう少し散策をしたりするような使い方を想定して整備をしたいと考えております。今年度におきましては、基盤ということで少し歩くための歩道部分、あと現地、結構細い木を切った根ですとか、少し危険な面もございますので、地盤を少しならして安全にするといった、そういったことを今年度進めまして、来年度以降、木を活用した、まだ決定ではございませんが、検討中の内容でございますが、そこに木製のベンチですとか、森林環境税を活用したような整備を進めていくべく、現在スポット派遣いただいている県の職員の方と一緒に具体的内容を並行して詰めていこうと考えているものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 1 番、小松山久男君。

○1 番【小松山久男君】 あそこの森林というのは、どれぐらいの平米数があって、何年ぐらいで整備しようとして考えているのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

申し訳ありません。あそこの山林の面積自体の情報、今手元に持ってきておりませんが、今年想定している工事の内容としましては、現在歩道整備として200メートルぐらい、あと基盤といいますか、路盤の整地の関係を250平米、あと現在残っている木を間引くといいますか、少し形を、体裁を整えるための支障木の伐採として50本程度を間引くというようなことで想定しております。ただ、具体については、もう少し派遣の県の職員の方を踏まえまして、内容についてはもう少し検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7 番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 整備の青写真といえますか、イメージなんかは、行政がアイデアを出すのですか、それとも派遣の方との共同作業になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

整備の内容につきましては、スポット派遣で来ていただいております県の職員の方と村の林業の担当の職員が中心となりまして、協議しながら、つくり上げる作業を進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 スポット派遣ですが、何年間ぐらいご協力をいただけますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 現在の派遣の契約の期間は、1年間となっておりますので、まずは今年1年間で方向性を定めたいと考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、佐々木伸君。

○8番【佐々木 伸君】 今こういうふうな整備とか間引きとか、こういうときこそ思惟の森の会とかも協力してもらいながら、一緒に整備していくという考えはありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 こちらの区域、これまでも思惟の森の会の協力、ボランティアのような形でやっていただいた作業等もございますので、ただいまのご意見、参考とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、工藤求君。

○6番【工藤 求君】 タブレット88ページをお願いします。防火用地購入費なのですが、これ防火用水かなと思っているのですが、あと場所と面積を確認いただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、角館主任主査。

○総務課主任主査【角館 尚君】 タブレット88ページの防災用地の関係になります。防災用地の関係ですが、これは日本海溝・千島海溝の緊急事業の関係のほうの当初予算でさせていただきました。そちらのほうの関係の用地となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時55分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

続けてどうぞ。

○総務課主任主査【角館 尚君】 すみません、地区につきましては、こちら羅賀地区になります。

すみません、面積なのですが、ちょっと手持ちで詳細な面積はございませんが、今回の補

正の対象につきましては、先ほどの国の緊急事業と補助金で購入することになっておりますので、今回増額となっておりますけれども、前回当初予算でのせたものに対して、所定の用地の評価式にちょっと誤算がございまして、それに対する増額分をするものです。面積については、詳細については、後ほど調べた後に答弁いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時57分）

再開（午後1時00分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。答弁保留しておりました答弁をいただきます。

総務課、角館主任主査。

○総務課主任主査【角館 尚君】 休憩前の面積に対する質問ですが、該当面積が1,392平米となっております。ただ、今回27万9,000円ですが、当初予算でお願いした予算に対して不足が発生したものの追加となります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 道路管理費が400万円ぐらい、道路管理の委託費が計上されているのですが、道路管理委託の管理する範囲はどの範囲までですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 道路維持管理の委託料の増額でございますけれども、当初でいただいていた金額で、春先、倒木等の除去であるとか、村道全般の維持補修を実施しておりますけれども、不足を生じたということで、今回400万円追加をいただいております。副村長の説明にもありましたとおり、村民懇談会等を通じて要望をいただいた分であるとか、村道維持補修について要望いただいた分等の今後の執行を考えての補正でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 住民懇談会で要望いただいた範囲が中心なようですが、車で道路を走っていて、非常に問題だと思われるところはかなり、要するに1つは勾配がある道路については排水量が木の葉でもう埋まって、具体的な例を挙げれば、坂見れば分かるわけだ。そういう問題。それから、七滝線から手前もそうだし、向こうもそうだし、比較的羅賀坂の道路は期間早く整備がされている傾向があります。あと1つが下の問題で、今度は道路の上、真上がセンターまで車の1メートル40以上は本来高さが取れているはずが、全然低いのです、極端に。だから、こっちのパトロールを毎日はやっていないなくても、4番議員が村長、家庭を訪問だけでも、そういうところを走っても、せっかく車で通るわけだから、非常に多いのです。七滝線なんかは、具体的にはこ

れは写真を撮ったのだけれども、七滝線の小野寺敏さんのうちの前後、あれなんかもセンターラインまで来ている、高さも3メートルもどうだというぐらいです。それがあそこはアマタケもある関係、あるいは観光バスがたまに通ることもあるし、それと長嶺線だって観光バスが通るし、あるいは県道もそのようにしなければならない。黒崎のところは、村の部分ではないけれども、全てそういう木が覆いかぶさって、しかも低くなって、そこまでやってもらわないと、道路維持管理等、指定でももちろんやることは委託費がかかることだけれども、必要最小限の維持管理はしなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 ただいま議員ご指摘のとおり、手が回っていないところ、あるいはそういった必要な箇所が実施できていないところも多数あると思いますので、優先順位をしっかりと見極めて、できる限り対応してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私は、第三セクターの賃上げ補助を一般質問行いました。各第三セクターの合計126名分に対して、答弁によりますと令和6年1月分から7年1月分、つまり1年間の基本給等の引上げ分の差額を基準額として補助を行ったと。そこで、公社の決算書を見たのですが、公社の決算書の損益計算書を見ると、公社の損益計算書では明確に第三セクター賃上げ奨励補助金として令和6年度分が442万6,000円というふうに損益計算書で数字が出ておりました。ほかの第三セクター、陸中たのはたはまだ決算書が来ていないわけですが、公社以外の甘竹分、サンマッシュ分は賃上げ奨励補助金を幾ら、ただ公社の決算書を見ますと賃上げ奨励補助金とは別に物価高騰対策賃上げ支援金、これは村の補助金ではなくて、違うために項目が違っていると思うのですが、これ説明していただきたいと思います。これの説明と同時に、前に答弁はいただいたような気がするのですが、しっかりとした確定分を知らせていただきたいと思いますので、公社はこれで分かるのですが、甘竹、陸中たのはた、サンマッシュ、この分の奨励金の補助金も金額で示していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 お答えします。

陸中たのはたが385万6,000円、サンマッシュ田野畑が131万7,000円、甘竹田野畑が29万5,000円となっております。これ出資割合の違いにより、補助率が変わります。甘竹田野畑は、10%の出資配分で29万円、こうなっています。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時10分）

再開（午後 1時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

引き続き、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時10分）

再開（午後 1時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

一部答弁保留にしておきまして、別の質疑に入ります。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 第三セクターに関連してなのですが、羅賀荘で営業している、いわゆる観光船なのですが、これがかなりな赤字のウエートを占めているというようなことなのですが、最初料金が1,500円、1人当たりの。上げたということで聞いたのですが、たしか500円上げて現在2,000円なようですが、そのとおりですか。確認してから。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 観光船の料金についてですけれども、昨年500円上げて2,000円になって、今年2,500円になっていました。500円また上げました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 最初、俺、上げた2,000円しか記憶がなかったけれども、500円上げて、それでも追いつかないと。どうせだったら、それは税込みか。税込みだったら、3,000円ぐらいにしていれば、それでもマイナスを生むかと思うけれども、そのぐらいのあれでしていかないと、料金が高いと乗車率は若干落ちると思うけれども、それでも3,000円にしなければ合わないと思う、税込みであれば。税別であれば、それは2,500円でも、250円プラスになるからいいけれども、税込みであれば3,000円ぐらいにして、俺は当然というか、いわゆる利益とは言わないが、赤字をカバーする補填の数字というのは最低でもそんなぐらいにしていかなければならないと思うし、確かに乗車率は落ちるかもしれませんが、1割落ちても、そっちのほうはまだいいのではないかなと言え、どこまでも、要するに物価高の問題、燃料を含めて追いつかないです。ちょっと検討してください。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 すぐにはどうにもならないから。

○議長【鈴木隆昭君】 では、9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 観光推進課に関わる問題だと思いますが、北山の七ツ森という高台、山があるわけですが、あそこは道路も車道も新設されているから、あそこをちょっと整備をして、あそこの山を一つの観光名所にすべき分があると思うし、あそこに望遠鏡だとか、そういうものを

設置して、ちょっとした、いわゆる展望台的なあれを、そう小さくなくてもいいから設置して、そういうことを模索していくべきだと思うし、そこにかかわらず、前にも言ったけれども、さっぱり、確認はしていると思うが、鶯の巣の問題等もあるのですが、本気に観光に取り組む姿勢をすべきだと思うのですが、私から見た場合、何一つ本気にやろうとしないように見受けられるのですが、もちろん言えば金がかかるという答えが出るかと思うのですが、それもやむを得ない話です。マイクロバス、毎日3回、3往復もしている。それも、いや、ここの解体が終わってからなんて、ぬるいようなことを言っているから、全然財政的感覚というか、危機感を感じていない。一日でも早くやることが、俺は当然だと思うのですが、私とはギャップがあり過ぎていると思うのですが、これもやむを得ない。いずれ何かを企画観光だから、そういったものを大いに、そこに限らず模索するべきだと思うのですが。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 観光の関係、お答えいたします。

おっしゃるとおり、いろいろ今までやってきたこと以外にも新しいものを探らなければいけないということは、話合いの中でも行われていまして、先週も体験村・たのはたの総会があって行ってきましたけれども、今後どうやっていくかという話とか、今あるイベントをどうやっていくかというのは常々考えていまして、先週、この前、日曜日、昨日ですか、昨日も体験村のイベントとかも結構やっていますので、そういったところにも辞職坂、思案坂のところにも昨日は20人ぐらいの人が集まってやっています。なので、村のPR、いろいろあると思いますが、そういった今の七ツ森のこともちょっと人からも話を聞きながら、検討したいとは思いますが、今度今週末に観光事業者との打合せというか会議もございまして、そのとき机浜のところ、北山歩いて、またそこで会議をするということもしていますので、そういったところで新しい名勝の部分というのも検討、話題にしてみたいなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 保留している、答弁保留分は、後で関連取りますが、私は沼袋地域の振興会主催というか、そういう感じでの懇談会に20名の一人として出席させていただきました。地域の方々のいろんな意見も、私は本当に勉強になったのと、あの懇談会は思ったのですが、1つには今の9番議員とも関連があると思っての質問なのですが、村内には巨木、銘木、探せばあると思うのです。あのとき出た意見では、あの方は非常に植樹というか、木の関係、植樹の関係、素人だと思うのですが、非常にプロ級の詳しい方で、その方が田代地域にはすごく大きな大きな銘木、巨木があると。行ってみたようなんです。友達ですから、後で一緒に行ってみたいのですが、田代地域ですら2本あるわけですから、探せばあると思うのです。教育関係は、いろんなことを今回、教育長、教育次長に質問して、立派な答弁もいただいているわけですが、こういうのもやっぱり天然記念物になるかならないかは別として、今のような村の一つの資産としてしっかりと確

認し、整理をして、世の中に発表したらいかがか、私も今の質問を聞いて思いました。どうお考えでしょうか。どなたか答弁をいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時20分）

再開（午後 1時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 お答えします。

巨樹、巨木に関しましては、この価値というものは、すごく実感しているのはそのとおりでして、2年連続自治協議会連合会、自治会連合会のほうでも県南のほう、あと去年は青森、十和田方面に行って、巨木、相当数見てまいりました。どうしても巨樹、巨木は、今から植えるということができないので、今あるものの価値を見いだすのはそのとおりなのですけども、どうしても広くPRとか、冬になればあっちのほうがすごいとか、そういうふうな競争の対象になってしまって、本来競争の対象ではなくて、地域にある価値を見いだそうということで自治協議会のほうでは研修旅行に行つてまいりましたので、地域の人たちがこの巨木にはすごい価値があると見いだして、やっぱり地域活動の一環として歴史を調べて看板を設置して、皆さんに見てほしいのだったら、グーグルマップとかに掲載して、どんどんコメントをつけて人を呼び込もうみたいな趣旨で、自治協議会連合会、自治会連合会の研修をやってまいりましたので、そういう方面で整備していければ、住民自治の活動としても理想的なのかなと思っております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 担当課としては、もう既に他の自治体すら視察研修しているわけですから、当然報告を受けて判こを副村長、村長が認めているはずでありますから、やっぱり実践したらどうですか。既にシロバナシャクナゲで、何年と言っていましたか、懇談会では。200年とか200年以上とか、田代の大家の何という木でしたか、それは何百年。以前、見てきた方が言っているわけですから、非常に価値があるのではないかなと、私も行ってみたいのですが、進めたらどうですか。村長、副村長。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまの村内の巨木についてのお話でございますが、先ほど担当のほうから自治会のほうでも視察を2か年ほどしてきたという話もございますので、そういったことも参考にしながら、それから村内にそういったことでシャクナゲですとか、そういったものがあるということでございますので、どういった方が専門かあれですが、今林業関係の県からの支

援、職員来ていただいておりますので、そういった方々にもご相談申し上げて、その価値といたしますか、そういったものはよく評価といたしますか、そういったものをした上で、今後どうやっていったらいいかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 先ほど答弁を保留しておりました公社に対する支援補助金の件、答弁を用意できたようでございますので、答弁させます。

特定政策推進室、畑山主幹。

○特定政策推進室主幹【畑山 譲君】 先ほどの4番議員さんのご質問に回答させていただきます。

公社の損益計算書の中にございます物価高騰対策賃上げ支援金の45万円についてですが、こちらは正式名称は岩手県物価高騰対策賃上げ支援金でございます、申請先が岩手県知事になっております。申請者は、田野畑の村長になっておりました。こちらは、前理事長でありました阿部前理事長が県のほうからの情報をいただいてきたということで申請を申し上げたということです。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 今度は、そろそろ質問数も少なくなってきたのですが、教育委員会、一般質問の答弁で教育長から岩手県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財は7件、田野畑村文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財は3件、これ具体的に7件と3件について、どれどれが指定になっているか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 文化財の指定の関係でございますが、まず岩手県指定のものは、有形文化財として三閉伊一揆の安堵状、それから無形文化財としまして菅窪鹿踊・剣舞及び大宮神楽、天然記念物としてシロバナシャクナゲソウ、それから田野畑の白亜紀化石産地、それからイワタバコ北限自生地です。史跡につきましては、館石野Ⅰ遺跡でございます。

村につきましては、有形文化財としまして浜岩泉Ⅱ遺跡出土遮光器土偶、それから無形民俗文化財としまして甲地鹿踊、それから天然記念物としてチョウセンアカシジミでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 先ほどの公社の答弁については分かりました。

それで、私が今回の補正予算、最後の質問になるわけですが、資料館のこれからの利用の在り方です。大した本会議で取り上げるほどのものではないのですが、つまり教育委員会とすればこれまでの利用、後退も前進もさせないと、これまでの利用どおりに活用させるという考えでよろしいでしょうか。これまでどおり。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 民俗資料館、それぞれ展示コーナー、それからせんだって話がありま

したが、具体的に言うと博物館等であるバックヤードというような位置づけになっているところがありまして、そこには資料なり、それから未整備のものがあつたりします。現時点では、資料館の利用方法につきましては、従前のとおり行いたいという考えでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 いや、資料館を利用している方と、今の次長答弁と少しニュアンスの受け取り方の違いがあるようなのです。私は、もちろん資料館の公開物、いわゆる展示しているものについては、もちろん閲覧はこれまでどおり。裏にいろんな資料があるものについても、これまでどおりの使い方をすれば何の問題もないと思うのです。何かこれまでと違ったアルバイト、あるいは裏で予算措置をして整理整頓を含めた分類をやる場合も、これまでどおりに部屋を使わせて何の問題もないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 いわゆる先ほど話しましたバックヤードにある資料等でございますが、1つは各市町村で作った遺跡の報告書等も冊子がまずあります。これについては、閲覧したいという方があれば、当然閲覧をさせることは可能です。

次に、未整備の資料につきましては、どのように整備するかということはこれから考えまして、実際に資料館に受付の職員もいますが、空き時間等を使って整理をさせるなど、いろんな方法があると思いますので、そこにつきましては繰り返しになりますが、これから在り方は考えていきたいというふうに思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 またまた観光関係に関わる問題で、海水浴場の整備ということで取り組まれているのですが、今年から海水浴場を開設する方向になるのですか、お伺いします。

それから、海の話して、今度は山の話になるのですが、いわゆるナラ枯れ、2年ほど前に一般質問した経過もあるのですが、今ナラ枯れがもう村内全域に発生しておりますが、恐らくご承知だと思うのですが、それで村としての対応、今後も予防だとか、そういうあれでは手に追いつかないようで、もう伐採せざるを得ない。その場合のナラとしてのいわゆる売買価格等もかなりな、あるいは場合によっては引き取らないなんていうことを、時期の問題もあるけれども、そういう事態が発生しつつあるのですが、この件についてもどのように対処を考えているのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 海水浴場の件ですけれども、今回の補正の分は机浜のところの整地になります。毎年やっている整地の部分になりますので、田野畑村の開設は今年も机1か所になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ナラ枯れの件についてお答えいたします。

村内のナラ枯れの広がっている状況は、議員からご指摘のとおり、全域に広がってきているという現状がございます。現在は、まだ内陸部の広がっているというふうに判断している場所については、薫蒸等の広がりを止めるという措置のほうも取り組んでいるところでございますが、実際ほぼ全域に広がってきているという現状がございますので、今後危険木等の伐採といったところのほうにも力点を徐々に広げていくという対処が必要ということで、今後は県の補助ですとか、あと村のほうであれば譲与税の活用等により、そういった危険木の伐採といったところについても力を入れてまいりたいと考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そうすると、新たな海水浴場、村内の島越か平井賀が想定されるけれども、考えていないと。その理由について伺います。というのは、3月かな、定例会にやるべきだというご指摘をした経過がありますので、逆にやれない理由をお聞かせください。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

海水浴場の件については、ご指摘のとおり3月にもお話がありまして、担当課のほうでも地区のほうと相談してということで回答をさせていただきました。それで、懇談会のときにも、羅賀のときにも話がありましたし、島越のときにも話がありましたので、あとは地区の要望、あとは地区の総意というか地区の意見を持って、またこちらで検討できればなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 地区の意見というのは、どういう意味なのか、ちょっと。必要がないという報告は、地域から出てきているというような、その辺がちょっと……ただ議会議員が言うだけで、地域には必要がないというのであれば、これは必要がないのだけれども、それもいいと思いますが、私は必要だと思って言っているのです、その辺どうか。

それから、ナラ枯れのことなのですが、ある程度限られる範囲については、あるいは道路とか住宅に倒れるおそれがあるとか、そういうのについては県の補助もあるかと思うのですが、私はいわゆる森林を持っている、あるいはこれからもナラを中心とした販売、伐採をする状況にならざるを得ない。まだ本当は育てたいのだけれども、切らざるを得ないというような状況にあるから、それについても補助なり助成なり、何かも必要になってくるのではないかなと思うのですが、その辺どうか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 まずは、海水浴場の件ですけれども、懇談会のときにも申し上げたのは、今後相談しましょうということで、地域の人で、地域の中でやっぱりあったほうがいいのかという意見がまとまれば、その意見を持って検討したいなとは思っております。監視員とか設置に関しては、いろいろお金も人力もかかるものですから、そういったところのご協力だったり、あ

とは話題には出た避難の体制だったり、あとは監視の在り方だったりというところも、駐車場とか、開設するのであれば、いろんなものを整理して考えていかなければならないなど、そういったところを地区と相談していきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 ただいまのナラ枯れのご質問についてお答えいたします。

現時点で伐採木の価値が下がった部分に対する補助というところについて、情報を持っておりませんので、いろいろ全国の事例等も見ながら、本村の山、広葉樹の山もかなり広うございますので、それを全て補助という形になったときに成立させることができるかどうかということも併せて検討が必要かと思っておりますので、いろいろ情報を仕入れながら考えてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第14、議案第9号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの100ページを御覧ください。議案第9号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,506万1,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,071万4,000円とするものでございます。

タブレット110ページから111ページ、予算書の5ページから6ページを御覧ください。事業勘定の歳入歳出予算でございますが、人事異動に伴う人件費の補正、それに伴う繰入れ等であるこ

とから、説明を割愛させていただきます。

タブレット128から129ページ、予算書17ページから18ページを御覧ください。次に、直営診療施設勘定についてでございますが、歳入歳出予算でございますが、施設管理に伴うものや業務運営上の経費など、少額な補正であることから、説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第15、議案第10号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット130ページを御覧ください。議案第10号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,743万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、タブレット140ページから141ページ、予算書の5ページから6ページに計上のとおりでございますが、繰入れシステム改修の費用で少額となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第16、議案第11号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット142ページを御覧ください。議案第11号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,030万8,000円とするものでございます。

タブレット150ページ、予算書5ページを御覧ください。歳入についてご説明いたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節その他一般会計繰入金について220万円追加計上しております。

次のページ、6ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料について220万円追加計上しております。内容は、後期高齢者医療保険システム改修に伴う業務委託料となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第11号 令和7年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時45分）

再開（午後 1時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長及び田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長から追加日程各1件が提出されております。また、議員派遣についても議題といたしたく、これらを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）、追加日程第2、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）、追加日程第3、議員派遣についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第2、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）を議題といたします。

田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件

について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することが決定いたしました。

令和7年第4回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 1時53分)